Title	<国際共同研究>東アジア文化と近代法(6) - 日本と韓国の比較研究を通じて - 報告2 日本におけるカルテル規制
Author(s)	和田, 健夫
Citation	北大法学論集, 48(3), 139-156
Issue Date	1997-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15728
Туре	bulletin (article)
File Information	48(3)_p139-156.pdf



Instructions for use

日本におけるカルテル規制

和 田 健

カルテル規制のはじまり

1

I

められた。政府はみずから欧米諸国の技術を導入して官営事業 わが国では、 明治以来、産業の発展は政府の主導によって進

を営み、それを無償に近いかたちで民間企業に払い下げ、ある いは優良民間企業を直接保護・育成することに努めた。産業の

集中によって大企業が出現するとともに形成されはじめたカル

テルは、財閥とともに、政府の保護政策により昭和初期の大恐

になった。

統制会、統制会社として、日本経済を網の目のように覆うこと は、国家総動員体制のもとでカルテルは組織的基盤を与えられ に政府の経済統制の手段として機能するようになった。戦時中 法」をはじめとする多数の統制立法によって、カルテルは次第 慌を境に飛躍的な発展を遂げた。一九三一年の「重要産業統制

たらした。まず、財閥解体、 ルテルに対する戦前の法的・経済的政策に一八〇度の転換をも 第二次大戦後の占領軍総司令部による経済民主化政策は、 過度経済力の集中とともに、各種 カ

夫

下 の れた 私的統制 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 |団体の解散が徹底的に行われた。 九四七年に制定 。 以

ル とも呼ばれる)」は、「公正且つ自由な競争を促進する」ための ルを設定する法であり、 |独占禁止法]。この一九四七年制定法は「原始独占禁止法」 戦後におけるわが国の自由主義経

済を恒久的に保証するものであった。

原始独占禁止法は二条四

段階で規制する予防的な規定が含まれていた。

1

ていた。とくに四条は、 行為を内容とする「特定の国際的協定又は契約の禁止」を定め 五条で「私的統制団体の禁止」を、 らにこれに関連して、 項・三条後段において「不当な取引制限」を禁止していた。 同四条において「特定の共同行為」を、 価格カルテル、数量カルテル、 六条で四条が禁止する共同 販路カ さ

に至らない場合を除き、 九四八年には原始独占禁止法を補完する「事業者団体法」 それ自体として禁止してい

ルテルなどの共同行為を、

競争に対する影響が問題とする程度

を増進することを目的に含む二以上の事業者の結合体又はその 条において、 制定された。 その活動を法によって規制するものであった。 公正かつ自由な競争を阻害する機能を有していたことか 事業者団体の範囲を「事業者としての共通の利益 同法は、 かつて事業者団体が統制団体として発 同法は、

連合体」と定義し、法的形態や営利目的の有無を問わず(会社

力集中排除、

私的統制団体の解散)

の延長線上の法としての性

社団、 条では、事業者団体の禁止行為として、 については公正取引委員会の認可にかからしめてい 業者団体の許容活動として九つの形態を掲げ、それ以外の な行為形態が列挙され、 财 钶 組合を含む)広く捉らえていた。 そのなかには、 一八項目にわ 競争 制限に至る以前 回法四条は、 た。 たり多様 同法 行為 事

四条) につい 条)。 れが、 除措置命令が下される 以上の諸規定の違反に対しては、 及び無過失損害賠償責任が定められている ては罰則 法執行手段の中心である。また、 (独禁法八九、 (独禁法七条、 九〇、 公正取引委員会によって排 九五条、 事業者団体法八条)。 カルテル禁止違反行為 事業者団体法 (独禁法二五

九五三 (昭和二八) 年法改正

2

規制にみられるように、 有していただけでなく、 作られた。 れ る。 現 在の独占禁止法は、 原始独占禁止法および事業者団体法は、 この改正は、 戦後の占領政策 企業結合や事業者団体に対する厳格 原始独占禁止法の性格を変えたとい 一九五三年の第1 (財閥解体 一次法改正によっ 予防的 過度経 な規定を て形 することも可能である。

しかしながら、

企業結合規制にみられ

つ

たが、

この出来事は、

独占禁止法が国民の間で認知されて

O)

規定や占領政策的な性格はほぼ取り去られた。 和二四) 格を残していた。企業結合の厳格な規制を緩和した一九四九(昭 年の 第 次改正に続く一九五三年改正によって、 独占禁止法によ ij 防

公正競争阻害性に統一

することにより、

独占禁止

企業社 制限

るような厳格な規制を撤廃し、

規制基準を競争の実質的

ゃ

を阻害するおそれ」という二つの基準 「一定の取引分野における競争の実質的制限」と「公正な競 (違法要件) によって行 争

れることになった。

る規制

則的に、

競争に悪い影響を与える場合、すなわ

ち

者団体法は廃止され、 および五条 カ ル テル規制に関していえば、四条(特定の共同行為の禁止) (私的統制団体の禁止) 同法の禁止規定の一部が独占禁止法八条 が削除された。また、 事業

たが、 0) なかに移された。一九五三年改正は適用除外の範囲を拡大し (二四条の四) 新たに「不況カルテル」(二四条の三) が適用除外に加えられた。 と「合理化カル

を認めるなど当初の厳格な規制は緩和され、 がわかる。 る現段階で回顧した場合、そのような評価は 占禁止法が誕生五十年を迎え、 政策の理念を後退させたとして否定的に評価する。 多くの人々は、 たしかに、予防規定を削除し、 一九四九年と一九五三年の改正を、 日本の経済社会に定着しつつあ カルテルの適用除外 それを後退と評 面的であること しかし、 独占禁止 独 価

うな状況のもとで、

乱物価は、

日本の経済体制の矛盾を国民に認識させた。

このよ

まず公正取引委員会が内部で法改正作業を

会に受入れられ、 のである。 経済の変化に耐え得る法になることができた

3 九七七 (昭和五二) 年法改正

同時に、 占禁止法の規制強化のために行わ 一九六〇年代の高度成長を経て安定成長の段階に入りつつあり した背景には当時の政治および経済状況があった。 過去の二回の法改正と異なり、 れた。 一九七七年の第三次改正は このような改正が実現 日本経済は 独

た。 いた寡占や大企業体制の弊害が指摘されるようになってい 九七三年の第一次石油危機が引き金となって全国を襲った狂 これらの問題を通じて、 物価を始めとする種々の経済問題にしばしば悩まされ 当時産業全体にわたって進行して

民の支持を回復するためにこの動きをとらえ、 開始した。 中に取り入れた。 総選挙によって大幅に議席を失った時の 実際に改正に至るにはさらに紆余曲折 同法改正を政 政権 が 国 あ

北法48(3:141)343

ているの

資

改正の内容は、①寡占に対する規制の強化、②企業集団対策

③カルテル規制の強化、であった。①としては、

独占

の強化、

たこと、またそれを支える社会的基盤が育っていたことを示し

る。③のカルテル規制の強化として新設されたのが課徴金制度会社による株式保有の総量規制(九条の二)の導入が挙げられ理由報告制度(一八条の二)の導入が、②に関しては、大規模的状態の規制(二条七項、八条の四)、価格の同調的引上げの

方策が必要であると考えられ、カルテルによる利得を剝奪することを証明する結果となった。カルテル形成を抑止するためのなった。この事実は従来のカルテル規制に実効性が欠けていた実は多くの便乗値上げカルテルが介在していたことが明らかに(七条の二、一八条の三)である。前述の狂乱物価の背後に、

課徴金制度が導入された。

取引委員会は独占禁止法の規制強化の方針を打ち出した。その九一年にかけて行われた日米構造問題協議の結果を受けて公正占禁止政策の役割が再評価されつつある。一九八九年から一九一九九〇年以降、経済の国際化や規制緩和の潮流のなかで独4 一九九一(平成三)年と一九九二(平成四)年の法改正

おいて金額の引上げが行われた。制度の抑止力を高める必要があるとされ、一九九一年の改正に一つにカルテル規制の強化があった。そのためにまず、課徴金

テル)の効果的な予防のために、後者の罰金が実効性のある額離し(それまで両者は連動していた)、違反行為(とくにカル罰と、法人及び法人でない団体に対する刑罰(罰金)とを切りさらに一九九二年には、刑事罰の強化のための改正が実現しさらに一九九二年には、刑事罰の強化のための改正が実現し

Ⅱ 運用の概観

にまで引き上げられた。

1 カルテル規制の意義

よる審決数を手掛かりに述べることにする(後掲表一参照)。運用を意味している。以下では運用の傾向を公正取引委員会に五三年改正以前は事業者団体の共同行為を規制する八条(一九お三年改正以前は制する独占禁止法二条六項・三条後段(一九五三年改正以前はここで「カルテル規制」というとき、事業者の共同行為を規

条文の適用でみると、三条後段と八条の適用事例数が圧倒的に

成

できた。

ろう。 多く、 たことが 日本の独占禁止政策がカルテル規制を中心に行わ 明らかである。 そしてその傾向は今後も変らない れてき ・であ

カ ル

テル規制に重点が置かれてきた理由の一

つには、

日本

企

術開発、 争を展開し、 業の協調的、 価格については協調・横並びを好む体質をもってい 製品開発及び差別化等の非価格的な分野では激しい 市場占拠率の拡大を目指す傾向をもっているが、 カルテル志向体質が考えられる。 日本企業 は、 技 競

合は、 0) 競争制限的行為であり、 収集にも手間がかかる。 違反行為の法的構成や違法性の判断がむずかしく、 間 それと比べると、 題が比較的単純 (協定があ カルテルは明白 ó たか 証 な な 拠

他の規定違反

第二に公正取引委員会にとっての資源配分が考えられ

(私的独占、不公正な取引方法、

企業結合)

の場

、よう。

証拠が相当明白なケースであったと思われる。 ル テルを規制すれば、 少ないコストで大きい競争維持効果を達 したがって、 力

かったか)

である。実際にも過去の多くの事件は、

カル

テル

の

2 カ ル テ ル 規 制 の動向

昭 和三七年度~四七年度の間は、

三条後段違反よりも事業者

I,

団体による八条違反が多い (表一参照)。 違反事例の多くは、 そのため

中小企業のカルテル・地方規模のカルテルであった。 と批判された。 に、 全国規模の大企業のカルテルに対する規制が不十分である しかし、 この傾向 は昭和四六年度を境に変化 (主と

ている。 すなわち、 第一に、消費財を対象とする販売業 生産財を対象とす

して小売業)・サービス業のカルテルから、

応していると考えられる。 対策の一つとしてカルテル規制の強化が打ち出されたことに 価問題(とくに卸売物価の上昇) る製造業のカルテルへ主役が交替した。これは、この当時、 違反事例 がやかましく論議され、 の数は、 カ ルテルと物

そ

物

無関係ではないことを示している(? また、 この時期を境にして大企業によるカルテルが る。 中小企業

場で行われたような場合には、 正取引委員会は昭和四八年ころから、 カルテ ようになった。 違反で処理する方法を改めて、できるだけ三条後段を適用する iv の数を上回るようになってい 三条後段の違反数が八条違反数を上回るように それまで主として八条一 . る。 カルテルが事業者団! これに対応して、 項 体 묶 公 0)

なるのはそのことを反映してい

昭 当時の狂乱物価、 和四八年度が最も違反件数が多い。 石油危機による原材料費の値上がりに これは、 前 述したよう

乗して多くの企業がカルテルに走ったことを物語っている。 (8)

公

期

正取引委員会が最も力を入れてカルテル規制に取り組んだ時

資

抑止できないことを意味していた。この当時、 除去するにすぎない排除措置命令ではカルテルの発生を十分に しかし、この事実は、 違反が起こった場合にそれを 同じ企業が何度

カルテルによる利得を剝奪するのが最も有効とされ、 ヴそのものを抑制する必要があった。そのためには違反者から 実効性に疑問が投げかけられた。 カルテルを行うインセンティ 前述の課

会は、

一九九一年に、

共同ボイコットにも三条後段や八条を適

用するという方針を示している。

カルテル違反を起こすという現象がみられ、

カルテル規制

0

れたというよりも、公正取引委員会自身が新しい制度の導入に られる。これは、 徴金制度が導入された。 V 同年の改正によって導入された課徴金制度の影響が考え 五二年度以降、違反事件数が減少した理由はよく判らな 課徴金によるカルテル抑止効果が立ち所に現

ない 初は、 計算の 意の件数が増大していることが指摘されている。 課徴金はカルテルについて必ず徴収しなければならない。 よってカルテルの摘発に慎重になった結果であると思われる。 かと考えられる。 ための資料収集の煩雑さや予想される企業の抵抗が、 テルを摘発する意欲を抑制するように働いたのでは この当時、 非公式な処理である警告や注 その 当

> 多いのが数量制限カルテル、 の補完措置がとられていることが多い。 場合でも、 ている違反件数の多くは談合事件である。 対する適用事例が増加している。一九九○年代になって増加し ではとくに談合(公共的な入札をめぐる受注調整カルテル)に 違反カルテルの内容をみると価格カルテルが最も多い。 合意の実効性を担保するために制裁金、 取引先制限カルテルである。 価格カルテルに次い また、公正取引委員 監視制 その

Ш カルテル規制の課題

1

政府規制とカル

テル

ては、 続するのは、 が形成されることが多い。 政府による経済規制 規制を受ける事業者の閒に協調的な関係 事業者らが画一的な規制に長い (直接規制) 規制が取り払われてもその関係が持 が行われている産業にお 間慣れ親しんで (横並び意識)

統制が撤廃され、 たたことが原因である。 混乱を恐れた事業者らがカルテルにより統制の維持を図っ 自 由競争経済の時代が到来したにもか 初期のカルテル事件のなかには、 かわら 経済 決 L V

(最高裁、

東京高裁)

である。

最高裁判決は、

刑 件

初めて刑事責任を追及した石油

カ

ル

テ

ΙV 刑事

事

0) 関

判

われる。

この問題に関する最も重要な判例

は、

カルテルに対

事業者団体ガイドラインの改正が行わ

'n

てであるが、

カ

ルテル

が適法な行政指導に従

これに 事責任に :のニつ

協

芛

か

して行われる場合には違法性が阻却されることを認めた。

行政庁が行政指導を行う背景・

動機や企業の対応から

Z, L

て

運賃に関

して個別申請

個別認可が原則とさ

ħ

7

る。

規制

代に確立された新聞の販売地域 で入札したことが、 廃後の合板 定事件がそうである。 いう例 価格について話し合い、 が多い。 後者の事件では、 たとえば、 前者の事件では、 の分割を、 合板価格協定事件や新聞販路協(10) 旧統制価 新聞販売業者が、 製造業者らが 統 格の一 制がなくなった後 割高 統制 の価 統制 時 格 撤

b

維持してい

たことがカルテルに問われた。

体は行政への発言力を高めるために、

行政が必要とする業界

0

結びつきが

強

団

なか その可 少してゆくであろう。 ガイドラインを公表して、 H で、 本の事業者団体は、 能性は 行政指導自体に厳 極めて限られてい 公正取引委員会も一 伝統的に行政との 行政指導の自粛を求め b . る。 目 が

向 現在は、

It

ら

n 規制

て

V)

る。

は

減

緩

和

0) 将

潮流

0)

九九四

|年に行 7

政指 来

導

う見解を示したが、 ば て価格 て結ばれたカルテルであっても 公正取引委員会は、 産 行政指導とカ 業の保 しば企業のカルテルを誘発した。 生 護 H |産に関する行政指導を盛んに行った。この指導が 1本の 育 ル 成の 独占禁止政策の テ iv ため 早くから、 実際には多くの 0) 問 いに行政 問題があ 庁 る。 独占禁止法上は違法であるとい 他の行政庁の行政指導に関 永遠の課題ともいうべきも カル (特に通産省) この傾向は最近まで続い 九五〇~六〇年代に テ ル が 規制を免 が 企業に対 n たと 連し は の た 13

者の活動を不当に制限することを防止するために、 に拒否してアウトサイダー ために、 事業者団体を公式あるいは非公式に利用することが 情報を提供する。 まっていることが多い。 の行政指導もしば 事業者団体には経済活動にとって重要な行政情報 行政庁も、 しば事業者団体を窓口として行 このような事業者団体 の活動を困 行政活動 難にさせたり、 を効率的に行うために、 が、 わ あ n 加入を不当 る。 九 構成事業 た。 九五年 が そ 集 0 述

П ij Ø) 反が成立しうることは過去の多くの違 一本の 運輸産 なかでも最も多い 参入や価 運 業 輸事業を規制する 格の規制を受けている産業においても へバ ス、 夕 0) が クシー、 やは 「道路運送法」 ŋ 1 カ ル テル 反事 ク 違反であっ ĸ 13 例が示してい お お Ų, Ų, て 7 は、 顕著であ とり 参入 法違

資 競争が機能していることが、独占禁止法の適用が可能となる理

及ばない部分では個々の事業者の自由な判断に委ねられており、

由である。しかし、 分野では競争が激しく、認可幅運賃(注14参照)を大幅に下回 禁止法の目的の対立を表面化させた事件であった。貸切バスの 最近の大阪バス協会事件は、 規制法と独占

するために運賃協定を結んだが、その協定額は認可幅運賃の最 る水準で競争が行われていた。大阪バス協会はこの事態に対処

るかどうかが争点となった。公正取引委員会は次のように述べ あった。そこで、このようなカルテルに独占禁止法が適用でき 低額に達していなかった、つまり道路運送法の許容しない額で

る。この改正により、

独占禁止法自身がカルテルの適用除外を

他の法律により刑事罰等をもって禁止されている違法な取引又 違反となる。 排除されるわけではなく、運賃カルテルは原則的に独占禁止法 例外的に、カルテルより制限される競争が

た。道路運送法の規定があっても、当然に独占禁止法の適用が

争の実質的制限に該当しない(従って独占禁止法違反が成立し 認可額と乖離した実勢価格での取引、 ない)。そして、公正取引委員会は、「特段の事情」として、① は取引条件に係わる場合には、「特段の事情」 競争が継続して平穏公然 がない限り、競

として機能した。

から見て、

同法による規制を容認しうる程度までに肯定的に評

として行われており、

かつ、②その実態が、

独占禁止法の目的

定が、 も認められないと判断し、 価される場合、を挙げている。 違法な取引条件に関わるものであり、 この運賃協定が独占禁止法違反とな 公正取引委員会は、 かつ「特段の事情」 本件運賃協

2 カル テルの適用除外 らないとの結論に達した。

ここでも、 カ ルテル規制の歴史は、 前述の一九五三年独占禁止法改正が契機になってい カルテルの適用除外の歴史でもある。

制定された。適用除外は、 認めただけでなく、これ以降数多くの個別的な適用除外立法が 会や所轄行政機関への届出あるいは認可によって行われる 事業者の申請に対する公正取引委員

実質的には同じ結果を、 る場合には、 可件数について表二参照)。 られている。また、 通常、 前述の行政指導は、 公正取引委員会との協議や同意が義務づけ 立法によらずに非公式に達成する手段 他の行政機関がカルテルを認可す カルテルの適用除外と

時代でもあった。一方では、拡大するパイをめぐって活発な競 済の自立期・高度成長期にあたり、 適用除外立法の制定や行政指導が多用された時期 いわゆる産業政策が優位 は、 日本経

占禁止政策の評価はまだ十分に定まらず、 とみなされた。 また、この時期には不況が循環的に訪れた。 公正取引委員会にと 独

っては苦

|難の時代であった。

争が行われたが、

それは、

時に限度を超えたもの

(過当競争)

ŋ, 力の育成にとってむしろ阻害要因であるという主張が有力とな た。 新たな立法は困難な状況になっている。 最近では、 カルテルの適用除外制度は産業の合理化、 現在では、 輸出入 競争

経済の発展とともに個別産業保護的な適用除外法は姿を消し

可件 12 もにこれらの制度についても見直しや廃止の方針が打ち出され、 ル かかわるカルテル、 テル、 数は減少傾向にある 合理化カルテルなどに関して制度が残っているが、 中小企業保護のための (**表二**参照)。 しか L カルテル、 規制緩和とと 不況 認 カ

3 カ ル テ iv の立証 現在その作業が

進められてい

る。

限行為であるが、 0) ように行動するようになる。 最大の課題である。 カ ル テルの発見及び証明は、 規制が厳しくなれば企業はその証拠を残さな カルテルとは、 また、 どの国におい 合意・ 市場の寡占化が進行し企 協定による競争制 てもカルテル 規制

業の数が減少すると、

直接の接触がなくても協調行動をとり

ゃ

要件とその立証をどのように考えるかということが問題となる すくなるといわれ カ ル 日本でも、 テル規 制が効果的に行われるためには、 この点に関しては柔軟な解釈がとら

カ

ル

たテル

0)

成立

ń てい

る。

認識して、暗黙のうちに容認すること」で十分である それは これと歩調をそろえる意思があること」を意味する。 容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、 決によれば、 格カルテル)事件において東京高裁により支持された。 ことが必要であると述べた。この見解は最近、 が成立するためには、 公正取引委員会は、 裁判決)。 とまでは必要でなく、 「事業者間相互で拘束し合うことを明示して合意するこ 東京高裁は「意思の連絡」の証明についても言及し、 「意思の連絡」とは 前述合板価格協定事件におい 事業者の間に 相互に他の事業者の対価の 「複数事業者間で相互に同 一意思の連 東芝ケミカル て、 引上げ行為を が存在 そして、 カ (東京高 ル ルテル する (価 判

ずる行動に出たような場合には、その行動が独自の判断によっ 事業者らが、 を証明しなくても、 0 て行われたことを示す特段の事情が認められ 連絡」 が推認されると述べた。 価格に関する情報交換をして、 事前の情報交換(会合など)と一致した行 すなわち、 明示の協定の存在 同一又はこれに準 ない 限 意思

資

点は、従来から学説によって承認されていたことであった。 動から、 「意思の連絡」が推認できれば十分なのである。この

由の一つは、大部分が証拠の明白な事件であったことである。 カルテルの存在について争うことは稀であった。考えられる理 しかし、日本の数多いカルテル違反事件のなかで、事業者が

そうであれば、 れが公正取引委員会により摘発されたのではないか。違反事例 てきたことを意味する。 それは、 ほとんど無防備にカルテルを結び、そ 日本企業が長い間独占禁止法を軽視し

交換を行うなど、経済理論の教えとは異なって、現実は通常の 当数含まれている。値上げのための会合を開き、 恒常的な情報

4

のなかには寡占(あるいは高度寡占)企業によるカルテルが相

企業が何度もカルテル違反を繰り返す原因ともなった。 算が企業側にあったのかもしれない。しかしこのことは、 て審判で闘うよりは、 カルテルの場合と異ならない。他方で、長い時間と労力をかけ 排除措置に従った方が得策であるとの計 同じ

必ず課徴金の支払を命ぜられる。そのため企業はカルテル形成 に慎重になり、 が徐々に変化しているように思える。カルテルが発見されれば しかし、一九七七年に課徴金制度が導入されてからは、 カルテルに走る場合でも証拠を残さないように 状況

ろう。

なったといわれる。課徴金制度導入後、

適用事件が急激に減少

したのは、公正取引委員会が摘発に慎重になっただけでなく(前

ことは、この傾向を一層強めることになるであろう。 テル)に対する刑事制裁を積極的に運用する方針が打ちだされ えられる。さらに、最近、独占禁止法違反行為(とりわけカル 述Ⅱ2)、証拠不十分の事件も増えたことが原因であったと考 現に事業

者が審判でカルテルの成否について争うようになってきた。(医)

カ

ルテルの立証はこれからのカルテル規制における重要な課題と

なるであろう。

ど行使されてこなかった。そのことについて公正取引委員会の にかからしめている(九六条)。この告発権は長い間、 独占禁止法は、刑事制裁の発動を公正取引委員会の専属告発 カルテルと刑事罰 ほとん

が未成熟であり、 怠慢を責めるだけでは不公平である。独占禁止法に対する認識 同法違反行為に刑罰をもって臨むことについ

て社会全体の承認を得られていなかったことが最大の理由であ

反に対するはじめての告発事例であった。対象となったのは、 カルテルに対してというだけでなく、 前述した石油カルテルに関する二つの刑事事件は 独占禁止法の実体規定違 $\widehat{\mathbb{I}}$ 1

れ

れてい

る。

さらに、

前述したように(T4)、

一九九二年には

三件の告発がなされ、

それぞれ有罪判決が下されている。(20)

事罰を強化するための法改正がなされた。

実際にも、

すでに

その

0

である一

九九三年の業務用スト

ッ V

")

チ /フィ

ル

ム価格カ

N

後もしばらくの間

は続いたが、

民間

の私

的

制

団

体

告発の対象となる違反行為の中心がカルテルであることが示さ 事告発に関する公正取引委員会の方針」を公表した。そこでは、

決は、 製・ 導や同法違反の実態を明らかにしたという点で大きな意義を有 高 |騰に悩まされた当時、 1本経済が一九七三年の石油危機によって引き起こされた物 元売り業者とその団 独占禁止法の存在を世に 原油価格の 体が行ったカルテルである。二つの 知らしめるだけでなく、 値上 がりに便乗して石 行政指 油 判 精

日

価

テ

ル事件における東京高裁の次のような判示が、

れている立場を的確に表現している。

「独禁法は、

: が

ŋ

特に今日

独占禁止法

現在置か

な競争を促進し、 場の下で、 なっており、このため国内的にも、 般消費者の利益を確保するとともに、 我が国経済の健全な発展を図るため、 市場経済秩序を維持することが重要な課題と また、 国際的にも開 国際的にも、 公正かつ自 か 'n た市

我が国における自由競争経済を支える基本法であ

L かし、 その間、 独占禁止法及び独占禁止 政策の地位は確 実

それ以降長い間告発は行われなかった。

ルに対する告発であって、

特殊なケースであった。

実際にも、

遵守が強く要請されてきている」

している。

しかし、

この事件は、

異常な状況下で起ったカルテ

役割に期待がかけられている。 く に向上してきた。 注目に値する。 の 国が競争政策の必要性を訴えるようになり、 九九〇年には、「独占禁止法違反行為に対する刑 公正取引委員会は、 一九九〇年代に入ると、 そのなかでも、 独占禁止法の運用強 規制緩和が進み、 刑事罰の運 独占禁止 化 0) 用 法 多 が 0)

Ħ 本稿は日韓比較法文化研究会での報告 延世大学) に加筆・ 修正を加えたものである。 (一九九六年二

注

(1) 公正取引委員会事務局編・ 九七七) 一頁以下。 独占禁止政策三十年史

(2) 閉鎖機関令 (一九四七)、原始独占禁止法五条及び総 前 閉鎖機関が整理された。 関する件」(一九四八)により、 令部覚書 掲書 (注1) 二八頁以下参照。 「統制団体除去政策についての 詳細は、 数多くの経済統制関係 なお、 公正取引委員会事務局 解 経済統制自体 釈及び実施

北法48(3:149)351

によって行うのが原則とされた。

よる統制行

は一

切廃止され、すべて政

府又は公的

機関

資

前掲書 させようとしたといわれている(公正取引委員会事務局 われた反トラスト法政策に関する検討結果を同法に反映 九四一年にかけて臨時全国経済調査会 る当時の反トラスト法の運用経験と、一九三八年から一 総司令部は、 はなく、総司令部 事業者団 (注1) 四七頁)。 一体法の制 アメリカにおける事業者団体の活動をめぐ の要求によるものであった。そし 定は当初から予定されていたわけ (TNTC) で行 て、

(4) 原始独禁法は、水平型企業結合、垂直型企業結合、 又は②両会社のいずれか一方の役員の四分の一以上が両 のであった。一九四九年改正はこの規制を相当緩和し、 の認可制となっており、 の役員の地位を兼ねることができず、 会社以外の役人の地位を占めている場合には、 **員兼任(一三条)も、①両会社が競争関係にある場合、** 可を受けた場合にのみ許容されることになっていた。役 保有取得自体が原則的に禁止され、公正取引委員会の認 えば、株式保有(一〇条)については、会社による株式 いても四以上の会社の地位を占めることは禁止されてい 合型企業結合を含めて極めて厳格に制限していた。たと ・営業譲受 (一五、一六条) は公正取引委員会 しかもその認可基準は厳しいも いかなる場合にお 他の会社 混

> 独占禁止法」)の各条文解説参照 文=和田健夫・条解独占禁止法 れた。詳細は、 さらに一九五三年改正により、 制限」と「不公正な取引方法を用いること」に統一さ 厚谷襄児=糸田省吾=向田直範=稗貫俊 規制基準が「競争 (一九九七。以下 (根岸哲執筆)。 Ó 実質

5) もちろん、改正によってこのような性格がすべて取 模会社の株式保有の規制)、一一条(金融会社の株式保有 占禁止法改正により大幅に緩和された。) 九条の二 集中を防止」することを掲げており、それに対応して、 進」を遂行する手段の一つとして「事業支配力の過度の のそれと実質的には同じ)は、「公正且つ自由 も厳しくなっている。また独占禁止法一条 る規定を有しており、事業者によるカルテルの規制 条は、「競争の実質的制限」に至らない場合でも規制でき テルを規制する八条には予防的な規定が残ってい 払われたわけではない。現在でも事業者団体によるカル が置かれている。 持株会社の規制。 但し、平成九年六月一一日の独 (原始独禁法 な競争の促 、る。八 (大規 より

6) 韓国法と異なり、 小企業の場合はより低い率)を乗じて計算される。 テル対象商品 み課される。 に関わるカルテルと供給量制限カルテル、 課徴金の額 ・役務の売上げに一定率 日本の課徴金はカルテル、 は カルテル 実行期間 (通常六%。 に対して īΕ 中の 確に

訴訟において同様の見解を示している(東京高裁平成九照。また、東京高裁は最近、シール談合課徴金審決取消詳細は、条解独占禁止法「七条の二」〔和田健夫執筆〕参用ストレッチフィルム価格カルテル刑事事件(注20))。用ストレッチフィルム価格カルテル刑事事件(注20)。(業務で収録金は、カルテルよって事業者が得た利益を剝奪するに課せられる課徴金の額は罰金額よりもはるかに高い。に課せられる課徴金の額は罰金額よりもはるかに高い。

(7) 公正取引委員会事務局前掲書(注1) 三一一頁。

年六月六日判決)。

- 識を塗り替えたかの感があると評価している。のときの現象を、「カルテルは不況の子」という旧来の常(8)公正取引委員会事務局前掲書(注1)三〇九頁は、こ
- (10) 公取委昭和二四年八月三〇日審決、審決集一巻六二頁。(くにこの時期にそれが顕著であったということである。(9)ただしこのことは日本企業の一般的な傾向であり、と
- 九頁。 (⑴) 東京高裁昭和二八年三月九日判決、行集四卷三号六○
- 審決集四巻一頁。(12)醬油価格協定事件、公取委昭和二七年四月四日審決、
- 事事件、最高裁昭和五九年二月二四日判決、刑集三八巻六日判決、高刑三三巻五号三五九頁、②石油価格協定刑(13) ①石油生産調整刑事事件、東京高裁昭和五五年九月二

頁では、

公取委平成六年七月二八日審決、

審決集四一卷四六

カルテルの証明が不十分との理由で違反事実

四号一二八七頁。

- 内で会員の最低運賃を決定したことが八条一項一号(競運賃)。この事件では、三重県バス協会が、幅運賃の範囲ントの範囲内で事業者が自由に決定することができる(幅工日審決、審決集三六巻三五頁。道路運送法では、貸切工)たとえば、三重県バス協会事件、公取委平成二年二月
- ら始まっていた(その経緯については条解独占禁止法「第(16)もっとも、適用除外立法の制定は、一九五三年以前か(15)公取委平成七年七月一〇日審決、審決集四二巻三頁。

争の実質的制限行為)違反とされた。

- 六号一三六頁。(17)東京高裁平成七年九月二五日判決、判例タイムス九〇二十章・概説」〔厚谷襄児執筆〕参照〕。
- 一五八一号三七頁)。しかし、エレベータ保守料金協定事で請求を棄却した(平成八年三月二九日判決、判例時報月三○日審決、審決集四○巻四九頁では暗黙の協定が認度された。本件においても取消訴訟が提起されたが、東京高裁は、審決の認定は実質的証拠に基づいているとし京高裁は、審決の認定は実質的証拠に基づいているとし京高裁は、審決の認定は実質的証拠に基づいているとします。

資

(19) 二つの事件のうち、 判決、民集四三巻一一号一二五九頁)。 事件、最高裁昭和六二年七月二日判決、 七八五頁、②鶴岡灯油事件、最高裁平成元年一二月八日 ずれも原告の敗訴に終わったが独占禁止法違反に対する 費者による損害賠償訴訟 はじめての消費者訴訟として注目をあびた(①東京灯油 して無罪とされた。なお、このカルテルに関しては、消 られたものの、被告人らに違法性の意識が欠けてい されたが、生産調整事件の方は、 価格協定事件では有 (灯油裁判)も提起された。 独占禁止法違反は 民集四一巻五号 罪の判 認め

20 号一三九頁。この事件では発注者側の下水道事業団の職 東京高裁平成八年五月三一日判決、判例タイムス九一二 ター入札談合が告発を受けている。 に問われた。なお、平成九年二月四日に、東京都の水道メー 員も談合に関与したとして不当な取引制限の罪の幇助 八頁、②シール談合刑事事件、 東京高裁平成五年五月二一日判決、高刑四六巻二号一〇 一四日判決、高刑四六卷三号三二二頁、③下水道談合事件、 ①業務用ストレッチフィルム価格カルテル刑事事件、 東京高裁平成五年一二月

日本におけるカルテル規制

表一 関係法条 別審決件数推移

		. 年	度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	25	36	27	38	30	40	41	42	43	44	45	16	. 47	18	40	50	51	52 5	3 1	54	55 5	56 5	37	58 5	0 6) [61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	計
法:	条			26	23	24	23	20	21	26	29	30	31	32	33	34	33	30	31	30	39	40	41	42	43	44	45	40	41	40	49	30	51	32 2		34	35 6	30 3	"	30 3	9 0	, 0,	02	03	1	٤	3	4	3	${}$	_	
			法段	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
第	3 🖇	条後	段	4	2	5	25	4	5	1	0	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	1	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3	4	6	5	5	4	1 3	3 0	5	4	4	12	23	22	7	11	307
第		6	条	0	0	1	21	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 .) (0	0	0	,0	0.	0	0	0	0	30
	8	8		_	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10	8	4	7	2	5	3 1	1 5	0	3	7	6	11	2	14	5	412
7	条	o O	2	_	_	-	-	1		-	_	_	_	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-		-	-	_	-	_	-	-	0	0	0	0	0	0	1	0	5 (0	0	0	0	0	0	1	0	0	8
	1	.0		0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 ,	0	0	0,	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 4) (0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	1	.1		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	- 1	.3		0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	. 0	0	4
	1	4		0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0) a	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	1	.5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0 -	0	0	0	0	0	0	0	0	0) (0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	1	6		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0) () 0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	1	7		0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	,0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	.0	0	- 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0) (0 0	0	0	0	1	0	0	0	0	6
	19	9		0	0	2	20	1	2	3	2	3	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4	3	3	7	4	0	7 () 1	1	3	6	9	4	5	1	4	148
	6	5		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0 0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	66	6		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 .	0	0	0	0		0 0	0	0	. 0	0	0	3	0	0	3
旧獲				1	1	3	9	4	7	1		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_,	_	_	_	_		_	_	_	_	_ .	_	_	_ -	_	_	_ _	. -	. _	_	_	_	_	_	_	_	_	26
第	4 5		条	3	0	1	0	0	0	0			_			_	_	_	_					_				_	_	_		_	_	_	_	_	_	_ .		_ .	_ _	. _		_	_	_	_	_	_	_	_	4
事業			e ide	0	0		20		6	4	_													_										_	_	_	.															52
**	: 19	121 14	* (Z:	Ü	٥	9	20	10	0	4								_			_	-	-	-		-				-	_													L								34

表二 適用除外力 ルテルの年次別件数

根提法令	適用業	ı I	昭和30年	31	32	33	34	35	36		37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元年	2	3	4	5	6	7	8
独占禁止法第24条の 3 (不況カルテル)	生業一	般	0	. 0	1	1	5	. 4	1	3	0	1	2	2	16	1	0	0	0	0	9	2	0	2	1	1	6	4	1	1	3	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法第24条の 4 (合理化カルテル)	生産一	般	0	4	6	6	8		9	9	11	11	14	14	14	13	13	12	10	13	10	10	9	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	.0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業団体の組織	工業組	. 合	143	194 (21)		280 (50)					420 103)	413 (112)	415 (111)	419 (101)	441 (104)	421 (97)	401 (85)		364 (57)	345 (48)	523 (45)	553 (44)	541 (39)	510 (36)	395 (27)	279 (21)	290 (25)	274 (18)	267 (17)	263 (19)	290 (22)	263 (19)	231 (18)	235 (18)	226 (15)		185 (14)		174 (11)	170 (10)	147 (10)	90 (7)	1 (1)	0	0
に関する法律 旧特定中小企業の安	商業組	合	-	-	-	-	(1)	(7)			129 (16)	178 (18)	173	168 (20)	211 (21)	213 (20)	181 (17)	123 (16)				54 (6)	50 (5)	1 (1)	0	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定に関する臨時措置 法	小	81)	143 (12)	194 (21)	218 (31)		1				549 119)	591 (130)	588 (131)	587 (121)	652 (125)	634 (117)	582 (102)	522 (87)			604 (52)	607 (50)	591 (44)	511 (37)	395 (27)	279 (21)	290 (25)	274 (18)		268 (19)	290 (22)	263 (19)	231 (18)	235 (18)	226 (15)	224 (15)	185 (14)	179 (13)	174 (11)	170 (10)			(1)	0	0
	輸出業		14	18	57	73	112	12	9 1	14	149	143	137	139	135	130	138	140	133	124	117	111	76	63	55	46	46	47	44	42	41	41	42	42	41	40	37	30	28	20	19	19	14	6	6
	生産業者 売業者の 向け国内	輸出	_	4	7	18	25	, 3	4	39	41	44	52	57	64	64	63	64	68	57	48	60	52	34	32	28	18	16	15	14	. 12	11	11	11	- 13	12	13	12	11	10	8	5	4	4	2
輸出入取引法	輸出業者 出組合の 向け国内	輸出	0	5	5	2	1		7	8	7	5	4	4	4	4	4	5	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	輸入業: 輸 入 耶		0	0	2	3	1		2	2	2	2	1	2	3	4	3	4	4	, 3	2	2	2	4	3	4	4	4	4	4	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1 1	1 1	1	1	1
	貿易通	合	-	-	-	T-	1-	-	-	-	-	8	8	8	8	8	8	8	8 8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	6	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3 3	3 3	3 2	1	0
	(小	8†)	14	37	71	93	150) 17	2 1	93	199	202	202	210	214	210	216	221	218	195	177	181	138	109	98	86	76	74	70	66	60	58	58	58	59	57	54	46	43	34	4 31	1 28	3 21	12	9
	酒類製:	卷菜	4 (4)	4 (4)	6 (5)	7 (6)	1 '	1	8	8	8 (6)	8 (6)	8 (6)	11 (6)		11 (6)				1 -	(5)	1 -	1	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0 0	0	0	0
酒税の保全及び酒類 業組合等に関する法 律	酒類贩:	た 業	0	0	1 (1)		(1)	- 1	1	1 1)	1 (1)	1 (1)	(1)	1 (1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		(1)	0	(0	C) (0	0	0	0	0	0	, 0	0	C	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0	0
	体	計)	4 (4)	4 (4)	7 (6)		1 .		- I	9 7)	9 (7)	9 (7)	9 (7)	12 (7)		1	1							0) (0) () (0	0	0	0	0	0	0	0	,	0	0	-	0 0	0 0	0 0	0	0
環境衛生関係営業の 選営の適正化に関す る法律	特定環境 関係サー 業、販売	ビス	1	-	-	(0	0 (5 3)	63 (4)	95 (6)	106	122 (6)		123 (6)						- 1																							
内航海運組合法	内航海	應藥	-	-	-	(1)	(1		- 1	12	13	16 (1)	15 (1)	14				1							1	1		· [1 -	1 -	(1)	(1)	(1)		(1)			- 1	2 (1	- 1 -		

公正取引委員会年次報告書により作成

- 1 ここに掲載されているのは適用除外法の一部である。
- 2 数字は、公正取引委員会及び他の行政機関(主務大臣)が認可等を行ったカルテルの件数である。
- 3 ()内の数字は次の方法により計算した場合の件数である。
- (1)中小企業団体の組織に関する法律、環境衛生関係営業の適正化に関する法律等にもとづくカルテルについては、審遺府県単位等の地区別に結成された同 一葉種のカルテルを1件として計算した。 (2) 内航海運組合法に基づくカルテルについては、対象又は制限事項の異なるカルテルが実施されているが、これらを1件のカルテルとして計算した。
- 4 輸出入取引法に基づくカルテルについては、同一商品のカルテルであっても、仕向地が異なっている場合等にはそれぞれ別館のカルテルとして計算した。